

ギャップ

GAPの勧め

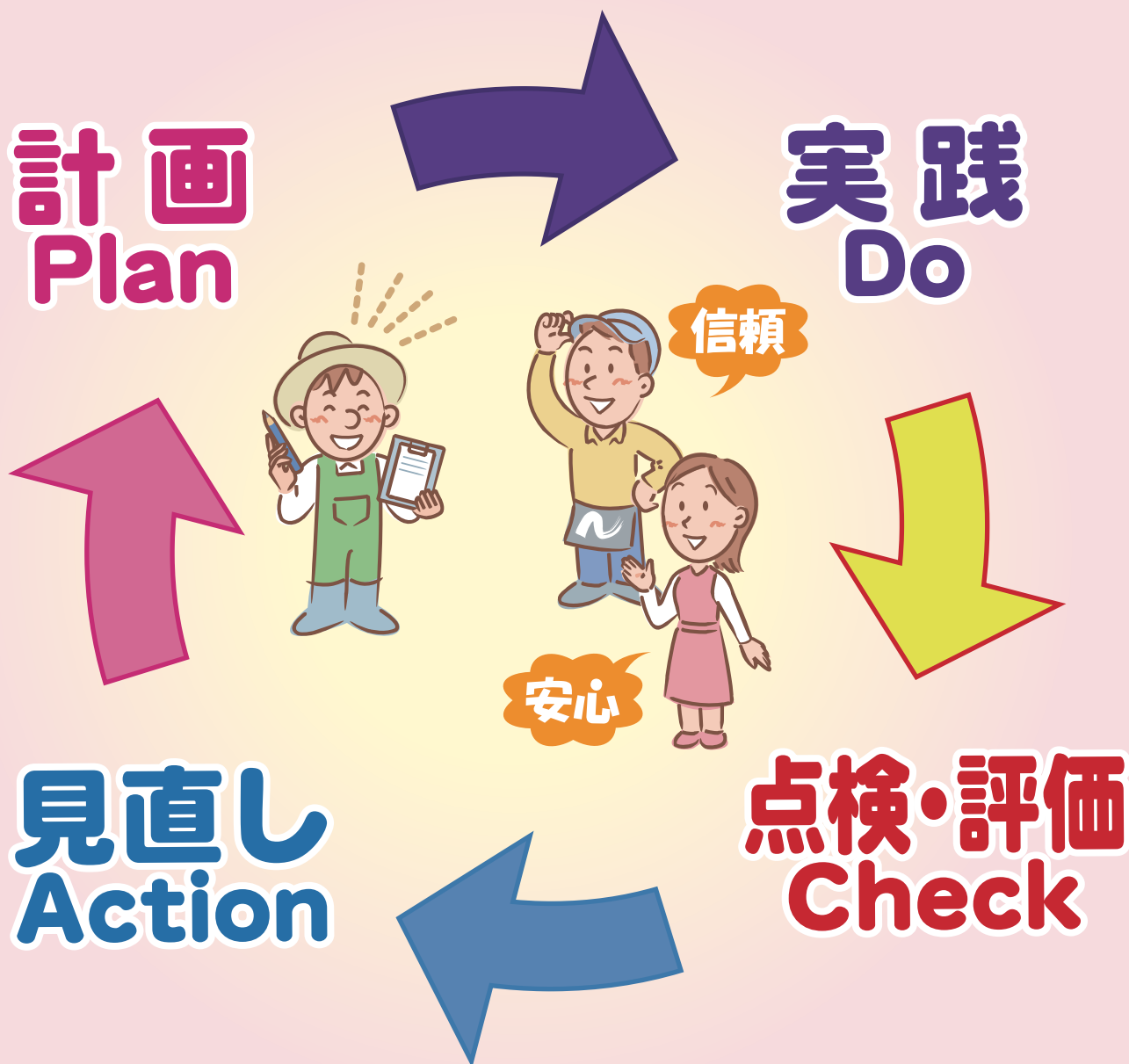
～滋賀県版GAP実践点検項目の利用ガイド～

計画
Plan

実践
Do

見直し
Action

点検・評価
Check



平成28年3月

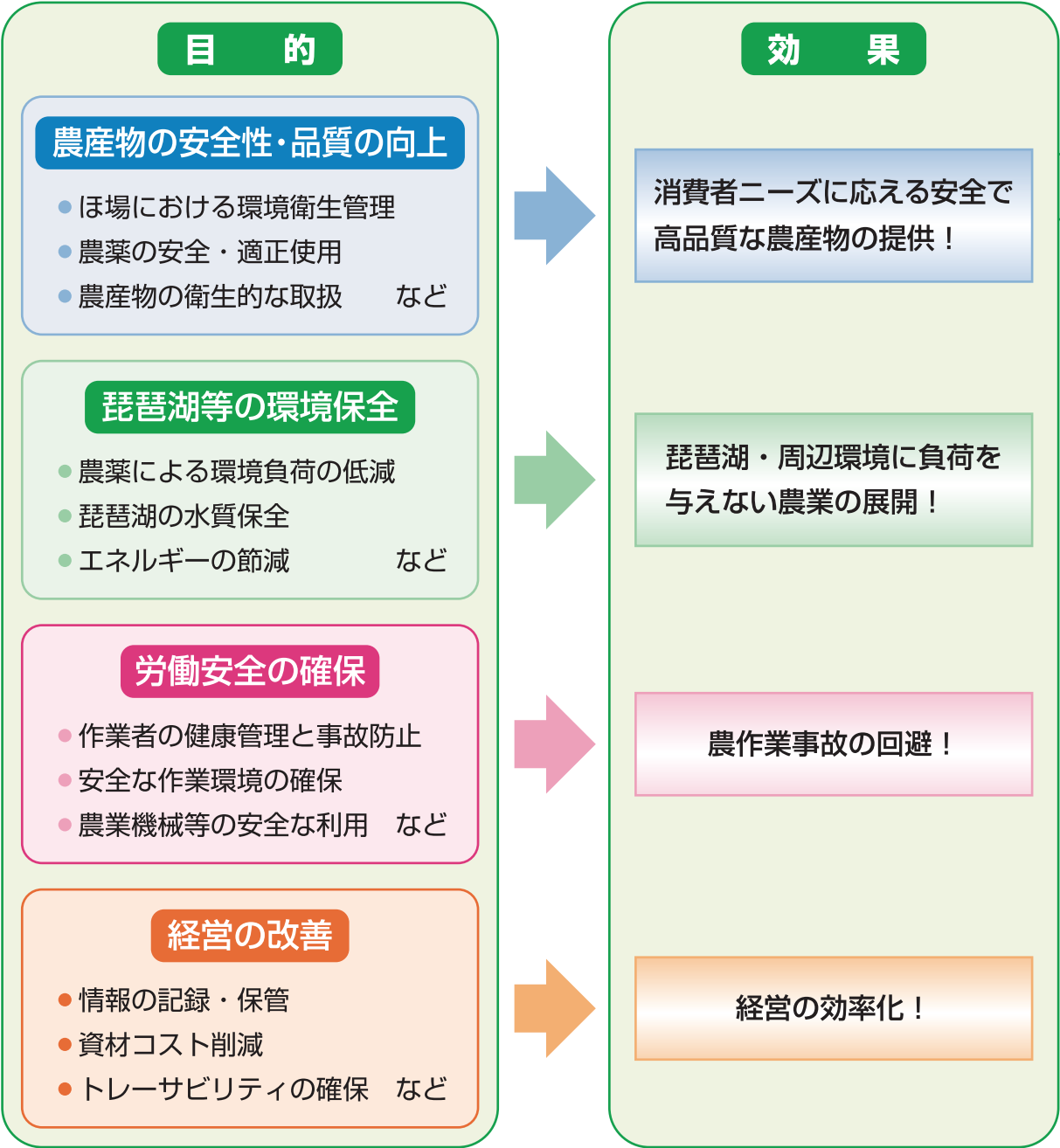
滋 賀 県

— 目 次 —

1. GAP(農業生産工程管理)とは	1
2. GAPの必要性	3
1) リスクの回避のために	
2) 信頼確保のために	
3. 県内の取組状況	7
4. 滋賀県GAP推進方針	8
5. 滋賀県版GAP実践点検項目と解説	10
1) 滋賀県版GAP実践点検項目	
2) 滋賀県版GAP実践点検項目の解説	
6. 関係法令	50

1. GAP（農業生産工程管理）とは

GAP（Good Agricultural Practiceの略）とは農業者が農産物の生産にあたり、準備から出荷までの過程で気をつけなければならないことを整理して、危害（リスク）を未然に防ぐための方策（ルール）を作り、それを実践し、記録・評価をすることで、安全・安心な農産物の生産につなげていく取組のことです。



GAP に取り組む目的と効果
(滋賀県版GAPの場合)

農産物＝食品なので、安全であることは当然です。
品質の良いものを、環境への影響をできるだけ少なくしながら安定生産し、消費者や実需者に安心して購入してもらわなければなりません。
GAPに取り組むことは、消費者や実需者の信頼獲得につながります。

購入者の信頼の獲得

GAPに取り組んでいます。

GAPに取り組む生産者の農産物なら、安心して購入できるね！



●職場内での労働安全に対する意識向上、および従業員の自主性向上により組織の活性化が達成された。従業員の自主性が向上したことで、指示を待ってから作業に着手するという指示待ちの時間がなくなり、作業計画等をもとに皆が自主的に考えて作業を進めるようになった。そして、使用予定の機械や資材の準備も自主的に行うようになったので、こうした機械や資材の不備による作業遅延が解消された。(JGAP導入事例 新潟県B社)

●酒造会社との継続的取引が可能となり、これまでに酒米の出荷量拡大を実現している。また、酒造会社への有利販売や支援により、GAP認証取得に係るコストを販売に転嫁できている。(GLOBALG.A.P.導入事例 山形県C農協酒米部会)

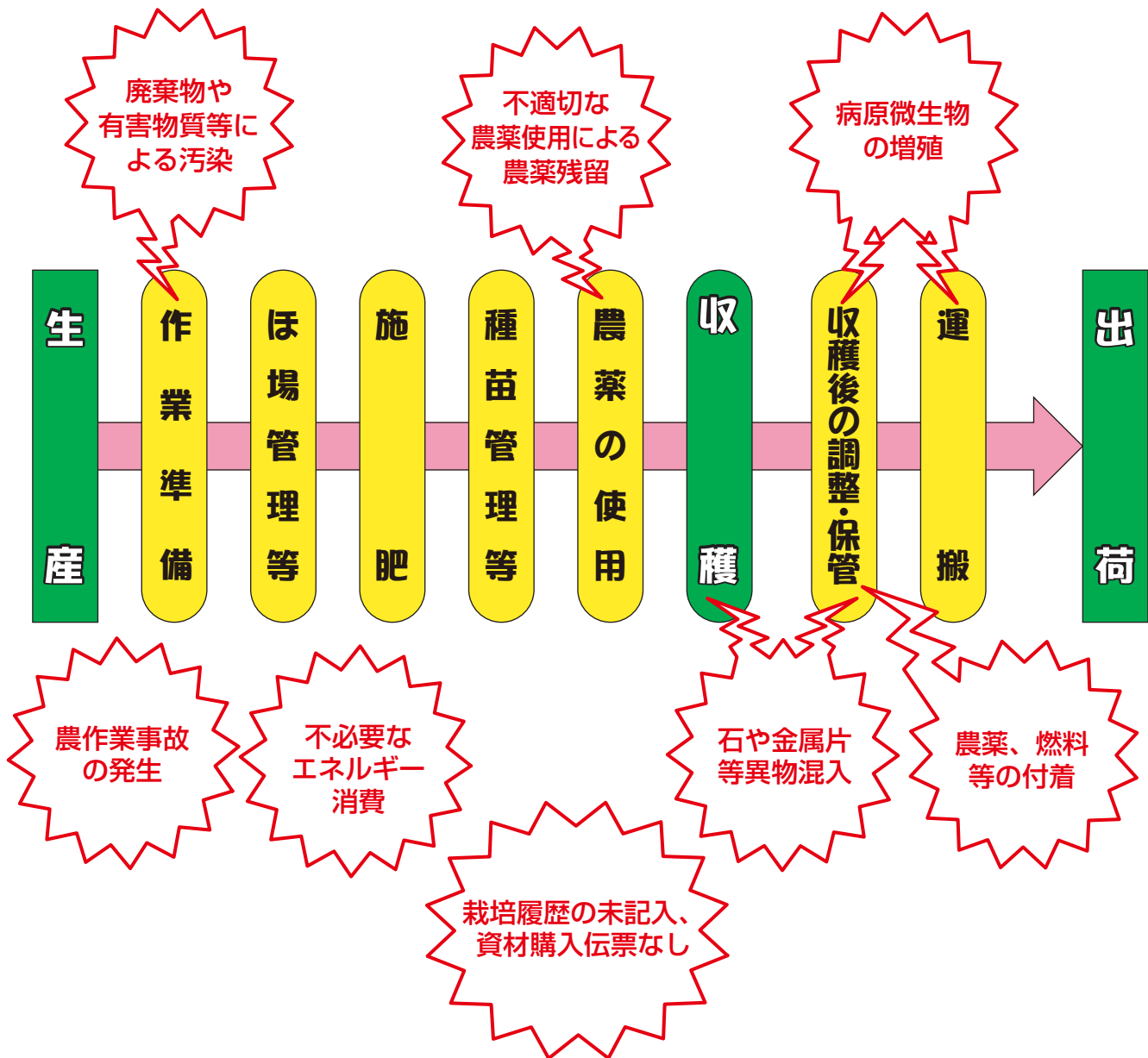
GAPの導入効果の実例

※国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 経営管理システム「GAP導入事例データベース」
<http://fmrp.dc.affrc.go.jp/publish/management/gapdb/>

2. GAPの必要性

1) リスクの回避のために

農業生産活動には、食品汚染リスク、環境破壊リスク、農作業事故リスクなど様々なリスクが潜んでいます。①まず、リスクを作業に沿って書き出してみましよう（目的別にまとめても良い）。②リスクへの対策を考え点検シートを作りましよう。対策項目を念頭に置きながら農作業にあたり、③作業後に振り返ってチェックしましよう。注意をしているつもりでも、完全にはできていないものです。できなかったことは、④原因を考えて改善しましよう！



農業生産活動に潜むリスク例

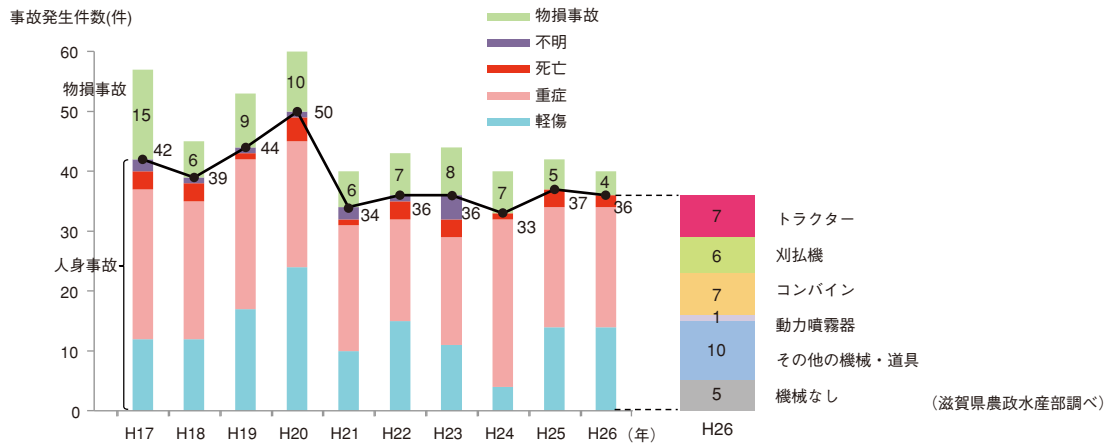
※農林水産省生産局生産技術課「GAP手法導入マニュアル（平成20年1月）」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_torikumi/pdf/dounyu_manual.pdf

GAPに取り組み、未然にリスクを回避しましよう！

(1) 農作業のリスク

物損事故に比べ**人身事故**の発生件数が多く、軽傷よりも**重症**が多く、死亡事故も毎年発生しています。平成26年の内訳のように、人身事故のほとんどは**機械作業**で起きており、農作業では少しの油断が重大事故につながる可能性が高いのです。



滋賀県の年次別農作業事故発生状況（過去10年間）と平成26年の人身事故の原因内訳

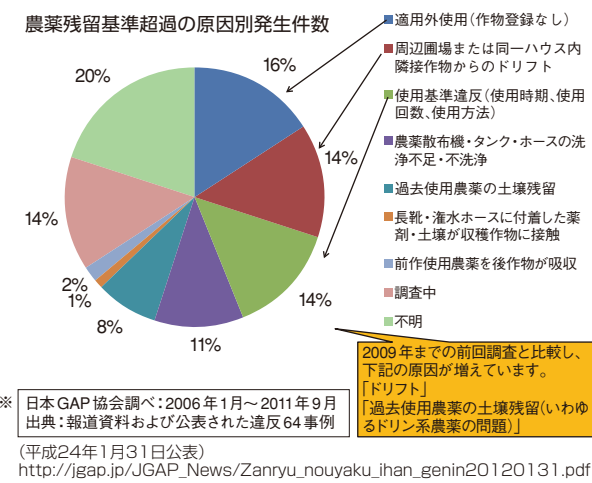
生産者の誰もがハイリスクに晒されています。

(2) 異物混入のリスク

2014年度に、独立行政法人 国民生活センターに寄せられた食品の異物混入に関する相談 (http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150126_1.pdf) のうち、異物が入っていた農産物の件数は、米90件、果物30件でした。異物の内容は、虫などが多く、金属片やプラスチック片もありました。

たった1つの異物が多大な損害（消費者の健康被害、商品回収や営業停止、社会的信用の失墜など）を引き起こします。

(3) 農薬使用のリスク



平成18年1月から平成23年9月までの全国における農薬残留基準値超過64事例全てが、**GAPを実践していれば防げた**と考えられます。この中には、農産物直売所への多品種・少量・長期間の出荷の要望に応えるため、1つのハウスで複数品目の農作物を栽培し、ハウス内のドリフトが原因の残留農薬基準違反を起こすなどの例がありました。

県内でも、残留農薬基準値以下であるものの、前作物で使用した農薬を後作物が吸収したり、散布器具の洗浄不足、近隣ほ場からのドリフトなどにより農薬が検出された例があります。**一連の農業生産活動で“どこに注意すべきか”をまとめたGAPを正しく利用していれば防げた**事例でした。

“GAPを実践していれば良かった！”と、思ってからでは遅い。

2) 信頼確保のために

消費者の信頼を確保し、選んでもらえる農産物を生産するためには、消費者のニーズを的確にとらえ、生産に活かしていくことが重要です。

「食の安全・安心」についてのアンケート

調査時期：平成26年5月

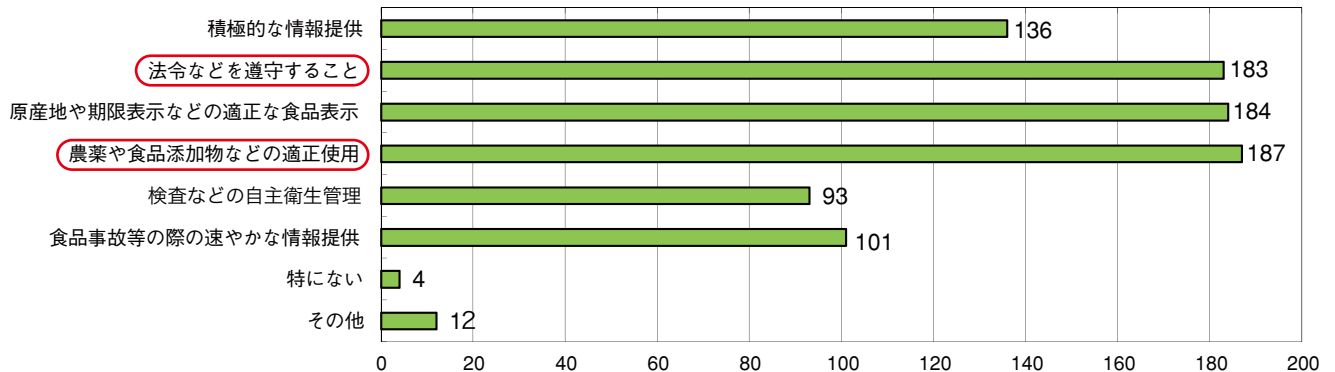
調査対象：県政モニター 398人

回答数：321人（男性199人、女性122人）

回答：3つまで可

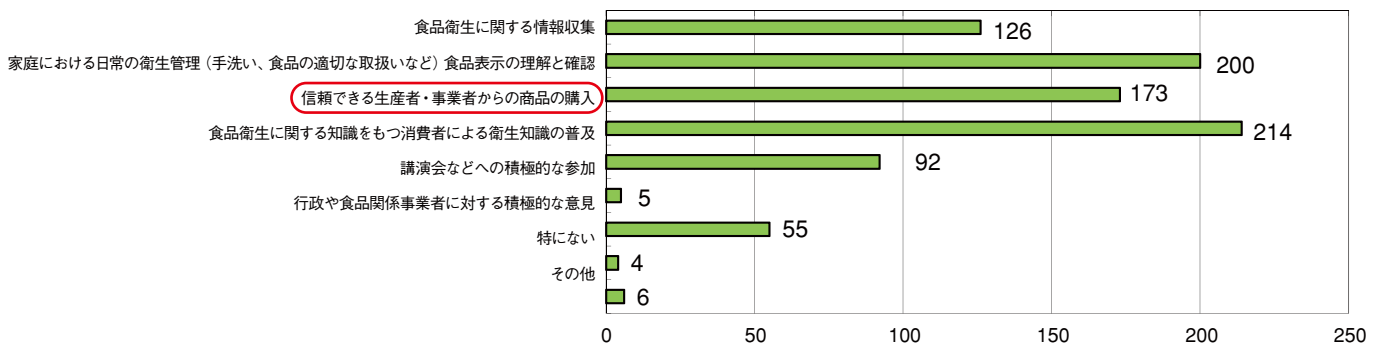
食の安全のために、製造者などの食品関係事業者が取り組むべきことは、どのようなことだと思いますか

人数（人）



食の安全のために、消費者が果たすべき役割はどのようなことだと思いますか

人数（人）



※滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 食の安全推進室「食の安全・安心」についてのアンケート
（平成26年12月公表）

<http://www.pref.shiga.lg.jp/a/koho/monitor/files/14ab000302.pdf>

消費者は、法令を遵守し、農薬等を適正に使用し、情報提供をきちんと行う信頼できる業者から食品を入手したいと考えています。

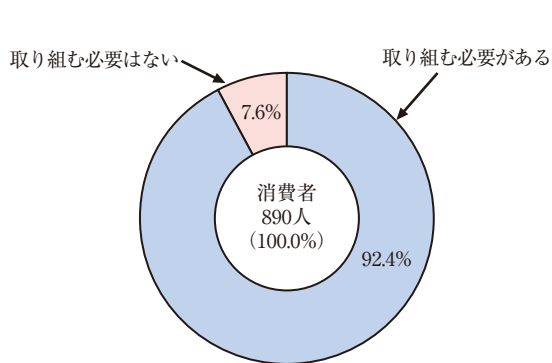
GAPに基づいた安全性を消費者への情報提供に活用できます。

GAPに関する意識・意向調査

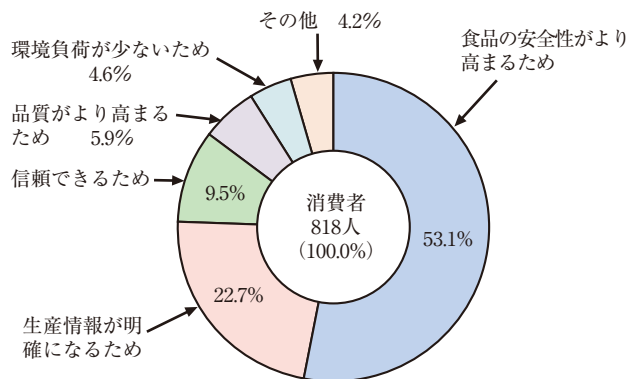
調査時期：平成24年8月中旬～下旬

調査対象：農林水産情報交流ネットワーク事業モニター

回答数：流通加工業者モニター542名、消費者モニター892名



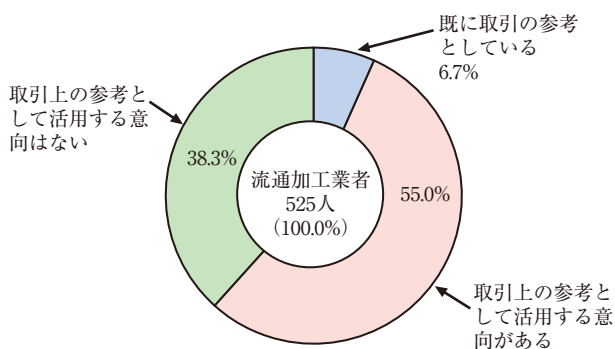
農業者がGAPに取り組む必要性
(消費者)



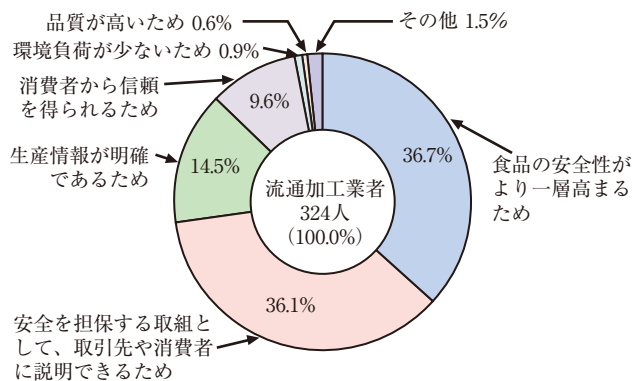
農業者がGAPに取り組む
ことが必要な理由 (消費者)

**消費者は、農業者がGAPに取り組み、
食品の安全性を高めることを求めています。**

流通加工業者の中にはプライベートブランドの条件としてGAPを採用し、取引の必要条件とするところもあります。**流通加工業者に対して、GAPの取り組みをPRすることができます。**



GAPの取組についての取引上の参考
としての活用意向 (流通加工業者)



GAPの取組について取引の
参考としているまたは活用
意向の理由 (流通加工業者)

**流通加工業者は、GAPの取り組みについて、
取引上の参考として活用する意向を持っています。**

※農林水産省大臣官房統計部

「農業生産工程管理 (GAP) 及び環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査結果 (平成24年12月20日公表)」

<http://www.maff.go.jp/j/finding/mind/pdf/gaptyous.pdf>

県内でも、種子生産現場において混種事故のない産地としての信用確保のためにGAPを導入されたり、特別栽培米やJA基準米の条件にGAPを盛り込むなどして、全国展開の量販店、生協等への販路拡大に活用したり、雇用型経営の業務マニュアルとしてGAPを取り入れ、安全性の具体的根拠にして商談を優位にすすめているなどの事例がみられます（「滋賀のGAP取組事例集」平成26年3月）。



JA北びわこ適正農業規範（GAP）
実践のすすめ
（JA北びわこ）



基準米生産者研修会

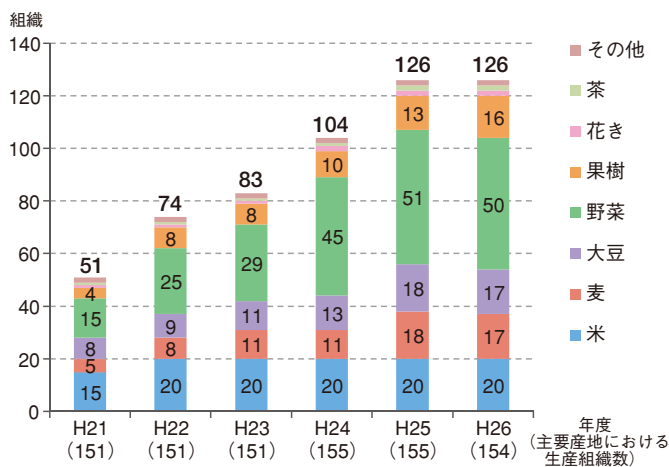
GAPに取り組み、消費者・流通加工業者の信頼確保につなげましょう！

3. 県内の取組状況

滋賀県GAP推進方針において県産農産物の全ての主要産地でGAPの導入を進めることとしており、平成27年3月時点で、126組織がGAPに取り組まれています。

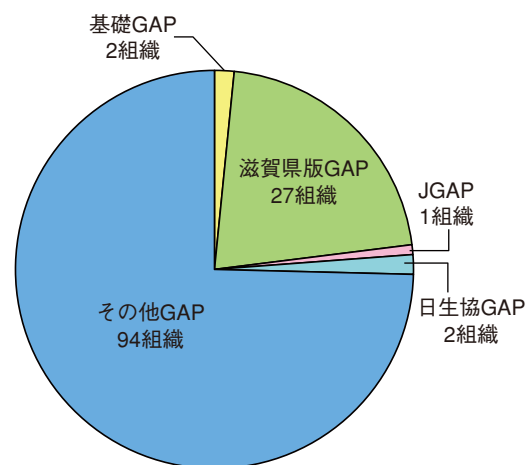
県内で展開されているGAPは、農協等の産地が独自に作成したGAP「その他GAP」が94組織と最も多く、次いで滋賀県版GAP27組織となっています。

「その他GAP」に取り組む産地に対しては、滋賀県版GAPの内容を確保するなど、より高度化を推進する必要があります。



※状況に合わせて統廃合等の見直しを行っているため、総数に変動がある。

GAPに取り組む生産組織数の推移



GAPの種類
H26：126組織

4. 滋賀県GAP推進方針

平成28年3月
滋賀県農政水産部

1 これまでの経過と課題

本県では、県産農産物の信頼性向上や安定的な取引の確保等を目指して、平成20年3月に「滋賀県GAP推進方針（以下、「推進方針」という。）」を定め、平成22年度までに県内の全ての農業協同組合でGAP^{*1}が実践されることを目標に、普及・推進を図ってきました。

また、平成21年12月に制定された「滋賀県食の安全・安心推進条例^{*2}」では、生産者の取組として、自主的な生産工程管理の適切な実施に努めるよう定められました。

その後、推進方針の目標が達成されたこともあり、GAPの導入促進と取組水準の高位平準化を目指して、平成23年3月に推進方針の改定を行いました。

改定後の推進方針では、平成27年度までに県内農産物の全ての主要産地においてGAPが導入されることを目指しており、これまでの推進の結果、平成26年度末までに126組織で導入されるまでに拡大しました。

しかしながら、簡易な独自GAPの実施に止まっている組織が多いことや、必ずしも自己評価や改善にまで至っていない事例があることなどから、GAPの意義や内容について、改めて生産者の理解を深めることが重要です。また、法令等の遵守をはじめ、食品安全、環境保全、労働安全、経営改善を網羅するため、滋賀県版GAP^{*3}に則した取組を目指すなど、高度化を推進する必要があります。

さらに、近年、大手量販店や輸出先などから特定のGAPの認証取得を求められる場合が増えてきており、本県においても販売促進に向けて積極的な対応が求められています。

2 推進方針の目的および期間

(1) 目的

滋賀県産として出荷される農産物全てにおいて、その農業生産活動の各工程で適切な管理や作業が実施され、記録・点検・評価による継続的な改善活動によって農産物の安全性・品質の向上、琵琶湖をはじめとする環境保全、労働安全の確保、さらには経営の改善が図られることを目的とします。

- ※1 Good Agricultural Practice の略。適正農業規範あるいは農業生産工程管理等と訳されている。自らの生産の継続的な改善を図るためのツール。
- ※2 食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務等を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保を推進するための仕組みを設けるために制定した条例。
- ※3 滋賀県の独自GAP（都道府県GAP）。農林水産省が食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を俯瞰し、農業生産活動において特に実践を奨励すべき取組を定めた「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を基本に、琵琶湖・周辺環境への負荷削減技術等、県独自の実践点検項目を盛り込んでいる。

(2) 期 間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、農業を取り巻く情勢や国の法令・方針の改正、目標の達成状況、生産現場の実情等を考慮しながら、必要に応じて見直すこととします。

3 基本方針

- (1) 滋賀県産として出荷される農産物全てにおいてGAPが実践されることを目指し、GAPの導入を進めます。
- (2) 簡易な独自GAPを実施している組織等に対して、「滋賀県版GAP」の内容を確保するなど、取組の高度化を促進します。
- (3) 取引相手の求めに応じたGAPの認証取得を促進します。

4 具体的な推進方策

農業団体や市町と連携しながら、以下の取組を行います。

- (1) 生産者および生産組織等への普及啓発
生産者および生産組織等に対し、啓発資料の配布や説明会の開催等を通じて、GAPの意義や内容についての理解を深め、GAPの導入とその高度化を促進します。
- (2) 指導者の育成
研修会の開催等により、産地等における指導者を育成し、GAPの取組体制を強化します。
- (3) GAPの認証取得に対する支援
輸出を含めた取引相手の求めに応じたJGAPやGLOBALG.A.P.等の認証取得についての先進事例の収集と情報発信を行うとともに、認証取得の拡大に向けて、指導や助言、情報提供を行います。

5 目 標

- (1) 主要な産地におけるGAPの取組の推進
H26：126組織→H32：150組織
- (2) 滋賀県版GAP等の高度な取組の促進
H26：30組織→H32：55組織
- (3) 輸出やインバウンド消費等に向けた、JGAPやGLOBALG.A.P.等の認証取得の促進
H26：1組織→H32：15組織
(「高度な取組」とは、滋賀県版GAPのレベル以上の取組を指す。組織数には法人、個人の取組を含む。)

5. 滋賀県版GAP実践点検項目と解説

1) 滋賀県版GAP実践点検項目

滋賀県版GAP実践点検項目【米、麦、大豆】

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、
自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。

◎法令上の義務項目(必須)
○義務項目以外(重要)

区分	目的	取組事項	番号	点検項目	米	麦	大豆	関係法令		
農産物の安全性・品質の向上	ほ場における環境衛生管理	ほ場環境の確認	1	周辺の廃棄物や有害物質等から、ほ場や用水への汚染がないか確認する。	○	○	○			
			2	無登録農薬の使用禁止	◎	◎	◎			
			3	農薬の表示内容の確認と厳守	ラベルに記載されている最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。	◎	◎	◎		
			4		農薬は、適用作物名や希釈倍数、使用時期、注意事項等ラベルに記載されている使用方法を守って使う。	◎	◎	◎		
			農薬の安全・適正使用	農薬使用前の防除器具等の点検、使用後の洗浄	5	防除器具の使用にあたり、事前にノズル等を点検する。	◎	◎	◎	農薬取締法 および 関係省令等
					6	防除器具の使用にあたり、タンク、ホース、ノズル等が十分に洗浄されているか確認する。	◎	◎	◎	
			農薬、燃料等の保管管	農薬散布時における周辺作物へのドリフト(飛散)の回避	7	使用後は、タンク、ホース、ノズル等を十分に洗浄する。	◎	◎	◎	
					8	農薬を散布しようとするほ場周辺の栽培作物を確認し、必要に応じて、飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具等を選択する。	◎	◎	◎	
			麦類のかび毒(DON、NIV)汚染の低減	農薬、燃料等の適切な管理	9	農薬や肥料、燃料は、専用の保管場所での農産物や他の資材等と接触しないよう保管する。特に毒劇物については、容器・貯蔵場所等へ表示する。	◎	◎	◎	毒劇物取締法
					10	かび毒汚染を低減させるために、赤かび病の適期防除の実施や適期収穫の励行等対策を実施する。	○	○	○	
			高品質・安定多収生産の実現	品種特性の保持、品種証明	11	種子を更新し、異品種の混入を回避する。	○	○	○	
					12	作付地の団地化等、排水条件に留意するとともに、ほ場の状況に応じて排水対策の徹底に努める。	○	○	○	
			農産物の衛生的な取扱	異物混入の防止対策の実施	13	作業(収穫・乾燥・調製)中に喫煙や飲食をしない。	◎	◎	◎	食品衛生法 および 関係省令
	14	作業(収穫・乾燥・調製)時に機械のネジや金属片、装飾品等が混入しないよう対策を実施する。			◎	◎	◎			

滋賀県版GAP実践点検項目【米、麦、大豆】

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、
自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。
◎法令上の義務項目(必須)
○義務項目以外(重要)

区分	目的	取組事項	番号	点検項目	米	麦	大豆	関係法令
農産物の安全性・品質の向上	農産物の品質向上	異品種・異種穀粒混入の防止対策の実施 カドミウムの吸収抑制対策の実施 適期収穫の実施 収穫後の適切な農産物の取扱 品質事故の防止対策の実施 適切な乾燥・調製の実施	15	種子袋や育苗箱に品種名を明記し、品種の切り替えは、取り違い・他品種の種子が混入しないようにする。	○	○	○	
			16	田植時における品種の切り替えは、取り違いがないよう苗箱の品種を確認する。	○	○	○	
			17	作業(収穫・乾燥・調製)時における品種や作物の切り替えは、事前にコンバイン・乾燥機等の清掃を徹底する。	○	○	○	農産物検査法 および 関係省令等
			18	出穂前後各3週間の灌水管理と土づくり資材の施用等のカドミウム吸収抑制対策を実施する。	○	○	○	
			19	適期を逃さずに刈り取る。	○	○	○	
			20	収穫後の籾(もしくは粒)を長時間放置せず、速やかに通風乾燥するか、乾燥施設に搬入する。	○	○	○	
			21	収穫・乾燥・調製作業の開始前に、各設備の整備・点検を行う。	○	○	○	
			22	乾燥・調製作業は、適正な温度管理、水分管理のもと行う。	○	○	○	食品衛生法 および 関係省令等
			23	倒伏や病害虫による被害籾、高水分籾(もしくは被害粒、高水分粒)は仕分けして、乾燥・調製等作業を行う。	○	○	○	
			24	散布面積や作物の生育状況、ラベルの記載内容を確認し、散布に必要な量だけを調製する。	○	○	○	
琵琶湖等の環境保全	農薬による環境負荷の低減	水田からの農薬流出の防止対策の実施 病害虫が発生しにくい栽培環境づくり	25	農薬散布後1週間は落水、かけ流しをしない。	○	○	○	
			26	斑点米カメムシ類対策として、出穂2～3週間前と出穂期に畦畔除草を行う。	○	○	○	
			27	病害虫の発生源となる雑草や補植用余剰苗を除去する。	○	○	○	
			28	病害虫の発生源となる雑草や被害株、周辺雑草を除去する。	○	○	○	
			29	抵抗性品種や輪作体系等を導入する。	○	○	○	
			30	病害虫の発生状況に応じた防除	○	○	○	

滋賀県版GAP実践点検項目【米、麦、大豆】

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。
 ◎法令上の義務項目(必須)
 ○義務項目以外(重要)

区分	目的	取組事項	番号	点検項目	米	麦	大豆	関係法令	
琵琶湖等の環境保全	農業による環境負荷の低減	化学合成農薬に頼らない防除技術の導入	31	温湯消毒、生物農薬の使用等、化学合成農薬を使わない防除を実施する。	○	○	○		
		農薬散布時における周辺等への配慮	32	農薬を散布する前に、近隣農家・住民に周知する。	○	○	○		
	肥料による環境負荷の低減	肥料節減に向けた取組	33	土壌診断結果や施肥基準に基づき施肥を行う。	○	○	○		
		適切な堆肥化	33-2	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを施用する。	○	○	○		
	琵琶湖の水質保全	水田からの濁水の流出防止	(畦畔等からの漏水防止対策) あぜ塗り、畦畔の補修、畦畔シートの設置等を行う。	34		○	△	△	
			(浅水代かき) 水田ハローやロータリによる浅水代かきを実施する。	35		○	△	△	
			(田植え前の水管理) 田植え前の強制落水を行わない。	36		○	△	△	
			代かき～田植え後は、こまめに排水口や畦畔からの漏水がないことを確認する。	37		○	△	△	
	健全な土壌の確保	土づくりの実践	38	県が定める環境こだわり農産物栽培基準「堆肥その他の有機質資材の施用基準」に基づき、堆肥等の有機物を施用する。	○	○	○		
		土壌の管理	38-2	降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合には、土壌の侵食を軽減する対策を実施する。水田の場合は、用水路の管理や、畦畔崩壊防止対策も実施する。	○	○	○		
	廃棄物の適正な処理	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施	39	農薬、肥料等の空容器や空袋、使用済みハウスビニール、期限切れ農薬等は、廃棄物処理業者への委託等により、適切に処理し、不適切な焼却は行わない。	◎	◎	◎	◎	廃棄物処理法
		作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	40	稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さの堆肥、飼料、敷料等へのリサイクルまたはほ場への還元を励行する(病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く)。	○	○	○	○	
	エネルギーの節減	施設・農業機械等の使用におけるエネルギー消費の節減対策の実施	41	エンジンオイルやベルト、チェーン、タイヤの空気圧等農業機械の定期的な点検や整備を実施する。	○	○	○	○	
			42	農業機械は、必要以上に高いエンジン回転で作業せず、負荷の状態に合った適正なエンジン回転で作業する。	○	○	○	○	
	温室効果ガス(メタン)の抑制	中干しの確実な実施	43	中干しを適期(茎数が目標穂数の8割になった時)に実施する(期間は7～10日間)。	○	△	△		
	琵琶湖等への環境保全意識の高揚	環境と調和のとれた農業生産活動の実践	44	県が推進する環境こだわり農業に取り組み等、環境と調和のとれた農業を实践する。	○	○	○		
総合的な鳥獣被害対策	鳥獣被害対策の実施	44-2	放任果樹の除去や柵の設置等、鳥獣を引き寄せない取組を行う。	○	○	○			

滋賀県版GAP実践点検項目【米、麦、大豆】

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。
 ◎法令上の義務項目(必須)
 ○義務項目以外(重要)

区分	目的	取組事項	番号	点検項目	米	麦	大豆	関係法令	
労働安全の確保	作業者の健康管理と事故防止	不健康な状態での作業の禁止	45	体調が悪い時や酒気を帯びている時は、農作業に従事しない。	○	○	○		
		安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	46	農薬散布、機械作業、施設の補修等、安全に作業を行うための適切な服装やマスク等の保護具を着用する。	○	○	○		
	安全な作業環境の確保	危険な農作業の把握および農作業事故につながる恐れのある危険箇所の把握・作業環境の改善	47	農薬散布で着用した保護具は、洗浄し、他のものとは別に保管する。	○	○	○		
		農作業機械等の導入・使用時の安全確認	48	危険な農作業の把握および農作業事故につながる恐れのある危険箇所を把握し、危険箇所の表示やほ場の出入口の傾斜を緩くする等、作業環境を改善する。	○	○	○		
	農作業機械等の安全な利用	農作業機械、装置、器具の安全装備等の確認、点検整備	49	農作業機械、器具の始業前点検や使用後の整備等、取扱説明書に基づき、適切な保守点検の実施に努める。	○	○	○		
		農作業機械等の安全な利用	50	農作業機械の機能、使用上の注意事項、使用時の危険回避方法等、取扱説明書をよく理解した上で操作する。	○	○	○		
	農作業事故に対する備え	万一の農作業事故発生への備え	51	農作業活動の維持・継続に向けた保険に加入する。	◎	◎	◎	労災保険法	
		農業現場における知的財産の適切な取扱	52	特許技術は、適切な手続きを経て活用する。	◎	◎	◎	特許法	
	経営の改善	新品種育成者の権利保護	種苗登録品種の適切な利用	53	登録品種の種苗は、適切な手続きを経て利用する。	◎	◎	◎	種苗法
			ほ場の位置、面積等の記録・保存	54	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、適切な期間保存する。	○	○	○	
情報の記録・保管		農業生産活動に関する情報の記録・保存	55	農薬、肥料の使用状況や播種、定植、収穫の作業実施日時等、農業生産活動に関する情報を記録し、適切な期間保存する。	○	○	○		
		農薬、肥料等の購入伝票の保存	56	農薬や肥料、種子、苗等の購入伝票、保証書は、適切な期間保存する。	○	○	○		
特定の米穀についての保管・処理		出荷等に関する情報の記録・保存	57	品名や出荷日、出荷量等、取引に関する内容を記録し、1～3年間（米穀等の取引等に関しては原則3年間、その他の出荷に関しては流通実態に応じて1～3年間、それ以外は取引先からの情報請求に対応して）保存する。	◎	◎	◎	米トレーサビリテイ法等	
		用途限定米穀の適切な取扱	58	加工用米や新規需要米等は、明確に区分管理する。	◎	◎	◎		
生産工程管理の実施		食用不適米穀の適切な管理・処置	59	販売時は、包装等に用途を表示したり、定められた用途に使用されるよう契約書に記載する等の転用防止対策を実施する。	◎	◎	◎	食糧法	
		生産工程管理の実施	60	かびの付着や残留農薬等基準値を超過した米は、明確に区分管理し、廃棄等により、適切に処置する。	◎	◎	◎		
		生産工程管理の実施	61	GAPのPDCAサイクルを実践する。	○	○	○		
				該当項目数	61	51	50		

平成27年3月改定
 平成24年3月改定
 平成23年3月

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。

○法令上の義務項目(必須)
○義務項目以外(重要)

滋賀県版GAP実践点検項目【施設野菜、露地野菜、果樹、花き、茶】

区分	目的	取組事項	番号	点検項目	野菜			関係法令
					施設	露地	茶	
ほ場における環境衛生管理	適切な水の使用	ほ場環境の確認	1	周辺の廃棄物や有害物質等から、ほ場や用水への汚染がないか確認する。	○	○	○	
			1-2	使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池)の確認と、水源の汚染がわかった場合には用途に見合った改善策を実施する(洗浄水など、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意)。	○	○	○	
農薬の安全・適正使用		無登録農薬の使用禁止 農薬の表示内容の確認と厳守	2	農薬を使用する前に、農林水産省の登録番号を確認する。	○	○	○	
			3	ラベルに記載されている最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。	○	○	○	
			4	農薬は、適用作物名や希釈倍数、使用時期、注意事項等ラベルに記載されている使用方法を守って使う。	○	○	○	
			5	防除器具の使用にあたり、事前にノズル等を点検する。	○	○	○	農薬取締法 および 関係省令等
			6	防除器具の使用にあたり、タンク、ホース、ノズル等が十分に洗浄されているか確認する。	○	○	○	
			7	使用後は、タンク、ホース、ノズル等を十分に洗浄する。	○	○	○	
			8	農薬散布時における周辺作物へのドリフト(飛散)の回避	○	○	○	
農薬、燃料等の保管管理		農薬、燃料等の適切な管理	9	農薬や肥料、燃料は、専用の保管場所(農産物や他の資材等と接触しないように)に保管する。特に毒劇物については、容器・貯蔵場所等へ表示する。	○	○	○	毒劇物 取締法
			10	作業者の衛生的な状態が保てるよう、手洗い場所やトイレ等の衛生設備を確保する。	○	○	○	
			11	調製・出荷等の作業においては、手洗いの励行や履物・手袋等の清潔さを保持する等、衛生管理を行う。	○	○	○	
作業者等の衛生管理		衛生設備の確保	12	栽培・収穫・調製・運搬に使用する農機具(トラクター等)・器具類(はさみ、コンテナ等)は、常に手入れや洗浄を行い、衛生的に保管する。	○	○	○	
			12-2	養液栽培の場合は、培養液が汚染されないよう、器具類の洗浄を行う。	○	○	○	
			13	施設内は、常に整頓・清掃する。	○	○	○	
設備・容器等の衛生管理		施設(栽培・調製・出荷・貯蔵)内の衛生管理の実施	14	製茶工場、製茶機械は茶期の前後に入念に清掃するとともに、常に整頓・清掃する。荒茶加工施設では、食品製造に直接関係のない目的で使用する場合を除き、「飲用適」の水を使用する。	○	○	○	
			15	施設内に廃棄物を保管する場合は、農産物に隣接しない場所で保管する。	○	○	○	
			16	施設内への害虫侵入を防ぐ対策を行う。	○	○	○	
農産物の安全性・品質の向上		安全で清潔な包装容器の使用	17	出荷に使用する包装容器・資材は、農産物の安全性を考慮した素材を選択し、清潔に保管する。	○	○	○	

滋賀県版GAP実践点検項目【施設野菜、露地野菜、果樹、花き、茶】

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。
 ◎法令上の義務項目(必須)
 ○義務項目以外(重要)

区分	目的	取組事項	番号	点検項目	野菜露地施設	果樹	花き	茶	関係法令			
農産物の安全性・品質の向上	農産物の衛生的な取扱	異物混入の防止対策の実施	18	作業(収穫・調製・選別)中に喫煙や飲食をしない。	◎	◎	◎	◎	食品衛生法 および 関係省令			
			19	作業(収穫・調製・選別)時に、使用する器具(包丁、手袋、タオル等)や装飾品等が混入しないよう対策を実施する。	◎	◎	◎	◎				
	農産物の品質向上	貯蔵・輸送時の適正な温度管理の実施	20	収穫後の農産物を貯蔵・輸送する際は、品質の劣化防止のため、適正な温度管理を行う。必要に応じて予冷等を行う。	○	○	○	○	○			
			21	凍害・霜害等の恐れのある地域・時期では、防霜施設等の稼働点検や気象情報等に留意する等、凍霜害防止対策を実施し、適切な被害防止に努める。	○	○	○	○	○			
		りんご等果実におけるかび毒(パツリン)汚染低減対策の実施	21-2	かび毒汚染を低減させるために、傷果発生防止のための丁寧な収穫・出荷、選果段階における腐敗果の除去を行う。	○	○	○	○	○	○		
			22	散布面積や作物の生育状況、ラベルの記載内容を確認し、散布に必要な量だけを調製する。	○	○	○	○	○	○		
		病害虫が発生しにくい栽培環境づくり	23	病害虫の発生源となる雑草の除去を行う。	○	○	○	○	○	○		
			24	抵抗性品種や輪作体系等を導入する。	○	○	○	○	○	○		
		農薬による環境負荷の低減	病害虫の発生状況に応じた防除	25	発生予察情報やほ場、その周辺における病害虫の発生状況を確認した上で防除する。	○	○	○	○	○	○	
				26	防虫ネットや防蟻灯、性フェロモン剤等の利用等、化学合成農薬を使わない防除を実施する。	○	○	○	○	○	○	
農薬散布時における周辺等への配慮	27		農薬を散布する前に、近隣農家・住民に周知する。	○	○	○	○	○	○			
	28		くん蒸剤を使用する場合は、ガス漏れのないよう完全に被覆する。	○	○	○	○	○	○			
肥料による環境負荷の低減	肥料節減に向けた取組	29	土壌診断結果や施肥基準に基づき施肥を行う。	○	○	○	○	○	○			
		29-2	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを施用する。	○	○	○	○	○	○			
	健全な土壌の確保	30	県が定める環境こだわり農産物栽培基準「堆肥その他の有機質資材の施用基準」に基づき、堆肥等の有機物を施用する。また、野菜・果樹に堆肥を施用する場合は、高温で発酵された堆肥を施用する。	○	○	○	○	○	○			
		30-2	降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合には、土壌の侵食を軽減する対策を実施する。	○	○	○	○	○	○			
廃棄物の適正な処理	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施	31	農薬、肥料等の空容器や空袋、使用済みハウスビニール、期限切れ農薬等は、廃棄物処理業者への委託等により、適切に処理し、不適切な焼却は行わない。	◎	◎	◎	◎	◎	廃棄物 処理法			
		32	稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さの堆肥、飼料、敷料等へのリサイクルまたはほ場への還元を励行する(病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く)。	○	○	○	○	○	○			

滋賀県版GAP実践点検項目【施設野菜、露地野菜、果樹、花き、茶】

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。

◎法令上の義務項目(必須)
○義務項目以外(重要)

区分	目的	取組事項	番号	点検項目			関係法令		
				野菜施設	果樹	花き	茶	茶	茶
琵琶湖等の環境保全	エネルギーの節減	施設・農業機械等の使用におけるエネルギー消費の節減対策の実施	33	施設・農業機械等の定期的な点検・整備を実施する。	○	○	○	○	○
				農業機械は、必要以上に高いエンジン回転で作業せず、負荷の状態に合った適正なエンジン回転で作業する。	○	○	○	○	○
				温室内の保温対策（内張り）やカーテン等の隙間の点検・補修等）を実施する。	○	○	○	○	○
				暖房機器等の使用に当たっては、常に省エネを意識する。	○	○	○	○	○
				温室内の各所の温度を測定し、ダクトの位置やバランスを調整し、温度ムラを小さくする。	○	○	○	○	○
				県が推進する環境こだわり農業に取り組み等、環境と調和のとれた農業を実践する。	○	○	○	○	○
				セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する許可の取得（更新）及び適正な飼養管理の実施	◎	◎	◎	◎	◎
				鳥獣被害対策の実施	○	○	○	○	○
				不健康な状態での作業の禁止	○	○	○	○	○
				安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	○	○	○	○	○
労働安全の確保	安全な作業環境の確保	危険な農作業の把握および農作業事故につながる恐れのある危険箇所の把握・作業環境の改善 農業機械、装置、器具の安全装備等の確認、点検整備	41	農薬散布、機械作業、施設の補修等、安全に作業を行うための適切な服装やマスク等の保護具を着用する。	○	○	○	○	○
				農薬散布で着用した保護具は、洗浄し、他のものとは別に保管する。	○	○	○	○	○
				危険な農作業の把握および農作業事故につながる恐れのある危険箇所の把握・作業環境の改善	○	○	○	○	○
				農業機械、装置、器具の安全装備等の確認、点検整備	○	○	○	○	○
				農業機械等の安全な利用	○	○	○	○	○
				農作業事故に対する備え	◎	◎	◎	◎	◎
労働安全の確保	農作業事故に対する備え	万一の農作業事故発生への備え	46	農薬生産活動の維持・継続に向けた保険に加入する。	◎	◎	◎	◎	◎
				◎	◎	◎	◎	◎	
				◎	◎	◎	◎	◎	
				◎	◎	◎	◎	◎	
				◎	◎	◎	◎	◎	
				◎	◎	◎	◎	◎	

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。

◎法令上の義務項目(必須)
○義務項目以外(重要)

滋賀県版GAP実践点検項目【施設野菜、露地野菜、果樹、花き、茶】

区分	目的	取組事項	番号	項目	点検項目	野菜					関係法令	
						施設	露地	果樹	花き	茶		
経営の改善	農業現場における知的財産の適切な取扱	技術・ノウハウ(知的財産)の活用	47		特許技術は、適切な手続きを経て活用する。	◎	◎	◎	◎	◎	特許法	
	新品種育成者の権利保護	種苗登録品種の適切な利用	48		登録品種の種苗は、適切な手続きを経て利用する。	◎	◎	◎	◎	◎	種苗法	
	ボイラーの適正使用	ボイラー使用時の登録・主任の設置	48-2		ボイラー(簡易ボイラーは除く)の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置を行う。	◎	◎	◎	◎	◎	ボイラーおよび圧力容器安全規則	
	情報の記録・保管	農場の位置、面積等の記録・保存	農場の位置、面積等の記録・保存	49		農場の位置、面積等に係る記録を作成し、適切な期間保存する。	◎	◎	◎	◎	◎	
			農業生産活動に関する情報の記録・保存	50		農薬、肥料の使用状況や播種、定植、収穫の作業実施日時等、農業生産活動に関する情報を記録し、適切な期間保存する。茶の取組時は、ボイラー(簡易ボイラーは除く)の定期自主検査記録も3年間保存する。	◎	◎	◎	◎	◎	
	生産工程管理の実施	農場、肥料等の購入伝票の保存	51		農薬や肥料、種子、苗等の購入伝票、保証書は、適切な期間保存する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		出荷等に関する情報の記録・保存	52		品名や出荷日、出荷量等、出荷に関する情報を記録し、適切な期間(出荷に関しては流通実態に応じて1~3年間、それ以外は取引先からの情報請求に対応して)保存する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	食品衛生法および関係省令
	生産工程管理の実施	生産工程管理の実施	53		GAPのPDCAサイクルを実践する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	該当項目数						56	53	58	54	52	

平成27年3月改定
平成24年3月改定
平成23年3月